

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	静岡県
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速・大容量の情報伝達を可能とする光ファイバ網等の情報通信網は、いまや地域の発展に不可欠な社会インフラですが、国内の多くの地域では採算性等の理由から、今後も事業者のみでは整備が進みにくい状況にあります。</p> <p>このため、静岡県は平成20年度から県と市町による通信事業者への補助事業を実施していますが、光ファイバ網の整備には多額の経費が必要であり、静岡県内の市町は厳しい財政状況の中で、光ファイバ網整備の財源確保が困難な状況にあります。</p> <p>また、光ファイバ網が提供されていない地域は、主として山間部等を含む条件不利地域にありますが、通信事業者は採算性が低い地域の自主整備には慎重です。</p> <p>光ファイバ網を国内全域に整備し、世帯カバー率を100%とするためには、国が光ファイバ網整備を支援する新たな財政支援制度を創設することが必要です。</p> <p>このことから、光ファイバ網整備に特化した新たな光ファイバ網整備支援制度の創設を提案します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	